

## 地震発生時の児童の安全確保について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童生徒の下校措置については次のとおりとなっています。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

## &lt;臨時休業&gt;

川崎市内のいずれかの地域（川崎区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一律に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば釜曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が授業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

## &lt;児童生徒の下校&gt;

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（川崎区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。また、川崎市立中学校、高等学校においては、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになります。

※小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましては、当該小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休室となります。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（TEL 3 2 2 - 2 4 1 0）まで御相談ください。